

第1節 消防体制

1 消防組織

(1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。平成25年4月1日現在では、全国に770消防本部、1,700消防署が設置されている（第2-1-1表）。

消防職員は16万392人であり、うち女性職員は4,124人である（第2-1-1表、第2-1-1図）。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔1〕消防本部及び消防署（いわゆる常備消防）と消防団（いわゆる非常備消防）とが併存している市町村と、〔2〕消防団のみが存する町村がある。

平成25年4月1日現在、常備化市町村は1,684市町村、常備化されていない町村は36町村で、常備化されている市町村の割合（常備化率）は97.9%（市は100%、町村は96.1%）である。山間地や離島にある町村の一部を除いては、ほぼ全国的に常備化されており、人口の99.9%が常備消防によってカバーされている。

このうち一部事務組合又は広域連合により消防事務を処理している消防本部は304本部（うち広域連合は21本部）であり、その構成市町村数1,088

市町村（351市、599町、138村）は常備化市町村全体の64.6%に相当する。また、事務委託をしている市町村数は130市町村（32市、78町、20村）であり、常備化市町村全体の7.7%に相当する（第2-1-2図）。

(2) 消防団

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防・防災活動を行っている。



平成25年8月9日からの東北地方を中心とする大雨での仙北市消防団の活動

第2-1-1表 市町村の消防組織の現況

（各年4月1日現在）

区分	平成24年	平成25年	比較			
			増減数	増減率(%)		
消防本部	消防本部	791	770	△21	△2.7	
	内訳	単独 { 市 町・村	420	407	△13	△3.1
			66	59	△7	△10.6
			305	304	△1	△0.3
	消防署	1,706	1,700	△6	△0.4	
	出張所	3,184	3,162	△22	△0.7	
	消防職員数	159,730	160,392	662	0.4	
うち女性消防職員数	3,952	4,124	172	4.4		
消防団	消防団	2,234	2,224	△10	△0.4	
	分団	22,753	22,578	△175	△0.8	
	消防団員数	874,193	868,872	△5,321	△0.6	
	うち女性消防団員数	20,109	20,785	676	3.4	

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

平成25年4月1日現在、全国の消防団数は2,224団、消防団員数は86万8,872人であり、消防団はすべての市町村に設置されている（第2-1-1表、第2-1-1図）。

消防団は、

- ・地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は

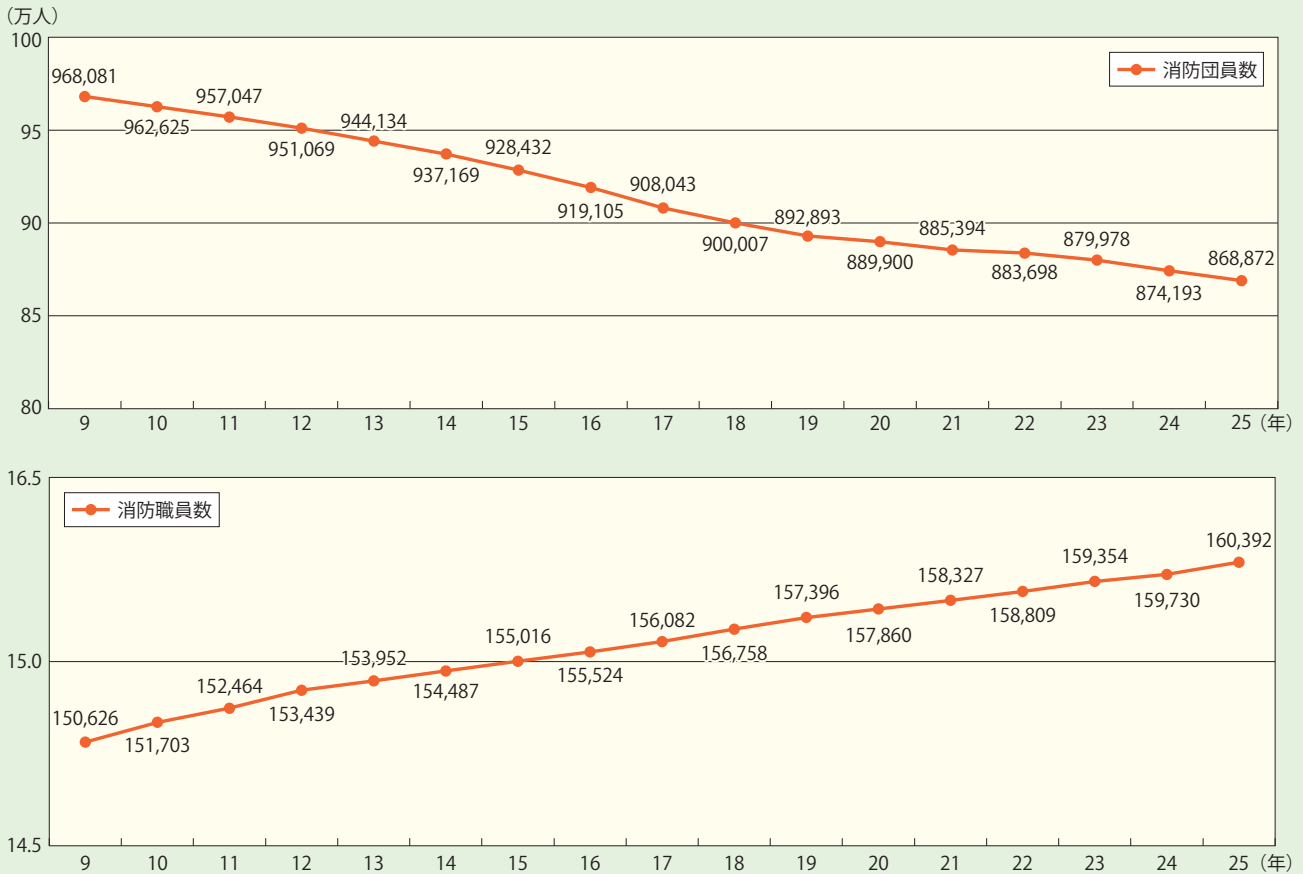
勤務）

- ・要員動員力（消防団員数は消防職員数の約5.4倍）
- ・即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）

といった3つの特性を活かしながら、火災時の初

第2-1-1図 消防職団員数の推移

（各年4月1日現在）



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防団員数及び消防職員数については、前年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。
 3 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

第2-1-2図 消防本部の設置方式の内訳

（平成25年4月1日現在）

消防本部数	市 町 村			常備/非常備	
	市	町	村		
770	1,684	790	735	159	常備市町村
単独 466	466	407	58	1	設置方式 単独 一部事務組合等構成 事務委託
← 128市町	1,088	351	599	138	
一部事務組合等 304	130	32	78	20	
← 2	36	—	11	25	非常備町村
	1,720	790	746	184	合計

(備考) 1 「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成
 2 23区は1市として単独消防本部に計上
 3 広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防ぎよ等を、国民保護の場合は避難住民の誘導等を行うこととなっており、特に消防本部・消防署が設置されていない非常備町村にあっては、消防団が消防活動を全面的に担っているなど、地域の安全確保のために果たす役割は大きい。

また、消防団は、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。

2 消防車両等

(1) 消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要な消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、はしご付消防自動車、化学消防自動車、救急自動車、救助工作車、消防ヘリコプター等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている（第2-1-2表）。

(2) 消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等と

もに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

人工水利は、火災発生場所の近くで常に一定の取水が可能であることから、消防活動時に消防水利として活用される頻度が高いものである。特に阪神・淡路大震災以降は、大規模地震に対する消防水利対策として、耐震性を備えた防火水槽等の整備が積極的に進められている（第2-1-3表）。

また、自然水利は、取水量に制限がなく長時間に渡る取水が可能なが多いため、人工水利とともに消防水利として重要な役割を担っている。その反面、季節により使用できない場合や、取水場所などに制限を受ける場合もあるため、消防水利の整備に当たっては、人工水利と自然水利を適切に組み合わせ配置することが求められる。

(3) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話、消防通信網等がある。

第2-1-2表 消防車両等の保有数

(平成25年4月1日現在)(単位:台、艇、機)

区 分	消防本部	消防団	計
消防ポンプ自動車	3,912	13,536	17,448
水槽付消防ポンプ自動車	3,817	903	4,720
はしご自動車	1,214	0	1,214
化学消防車	1,016	3	1,019
救急自動車	6,073	0	6,073
指揮車	1,857	860	2,717
救助工作車	1,243	0	1,243
林野火災工作車	52	17	69
電源・照明車	76	61	137
小型動力ポンプ付積載車	444	35,309	35,753
その他の消防自動車	8,415	1,691	10,106
手引動力ポンプ	1,276	2,811	4,087
小型動力ポンプ	1,861	13,714	15,575
消防艇	44	18	62
消防ヘリコプター	32	0	32

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」、「救急業務実施状況調」、「救助業務実施状況調」により作成

第2-1-3表 消防水利(主な人工水利)の整備数

(各年4月1日現在)

区 分	平成24年	平成25年	比較	
			増減数	増減率(%)
全国の整備数	2,335,567 (100.0)	2,363,511 (100.0)	27,944	1.2
消 火 栓	1,794,021 (76.8)	1,818,955 (77.0)	24,934	1.4
防 火 水 槽	520,097 (22.3)	523,060 (22.1)	2,963	0.6
20m ³ ~40m ³ 未満	106,731	106,767	36	0.0
40m ³ ~60m ³ 未満	370,523	372,814	2,291	0.6
60m ³ 以上	42,843	43,479	636	1.5
井 戸	21,449 (0.9)	21,496 (0.9)	47	0.2

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 ()は、構成比を示し、単位は%である。

ア 119番通報

火災報知専用電話は、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を消防機関が受信するための専用電話をいう。

なお、電気通信番号規則において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている（P.207「第2-9-2図 消防防災通信ネットワークの概要」参照）。

平成24年中の119番通報件数は、8,477,992件となっており、その通報内容別の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の65.1%を占めている（第2-1-3図）。

近年の携帯電話・IP電話^{*1}等（以下「携帯電話等」という。）の普及に伴い、携帯電話等による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、44.3%となっている（第2-1-4図）。

119番通報を受信する消防機関では、通報者とのやり取りの中で、災害地点や災害情報の聞き取りを行っているが、高機能消防指令センターを導入する消防機関では119番通報によってモニター上の地図に通報場所などの位置情報を表示することが可能となっている。

特に、携帯電話からの119番通報については、発信者が周辺の地理に不案内な場合も多い等の課題

があったが、平成19年4月から、携帯電話等からの119番通報時に発信場所の位置情報が各消防機関に通知されるシステム（以下「位置情報通知システム」という。）の運用が始まった。

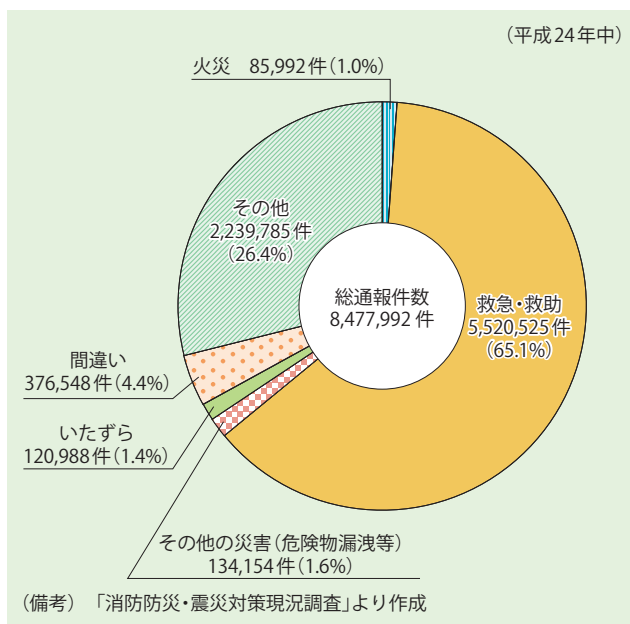
さらに、位置情報通知システムに係る全国の消防機関の財政負担の軽減を図るため、消防庁では、この位置情報通知システムと従来の固定電話からの新発信地表示システム^{*2}との統合について検討を進めてきたが、平成21年3月に取りまとめた「新発信地表示システムと位置情報通知システムの統合あり方に関する検討会」の報告を受け、平成21年10月から統合型位置情報通知システムの運用を開始した。

これにより、平成25年4月1日現在、「位置情報通知システム」や「統合型位置情報通知システム」により、携帯電話等からの119番通報時に位置情報を把握できる消防本部数は、575本部（うち統合型307本部）となっている。

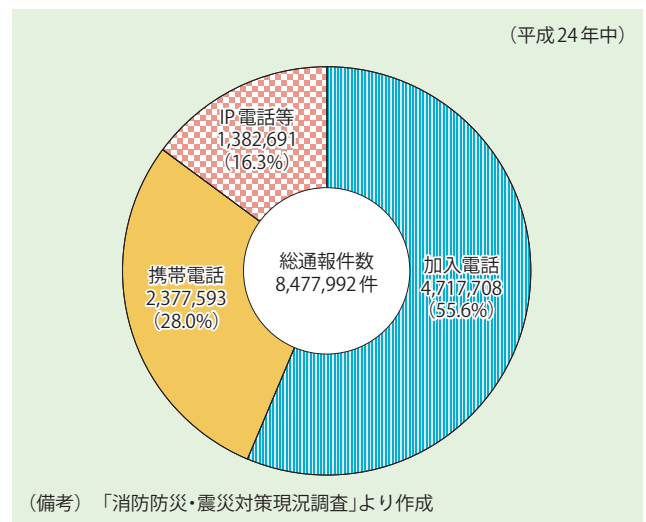
イ 消防通信網等

消防救急無線は、消防本部から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達及び情報収集を行う場合に必要とされる重要な設備である（第2-1-

第2-1-3図 119番通報件数(通報内容別)



第2-1-4図 119番通報件数(回線区別)



* 1 IP (Internet Protocol) 電話：電話通信ネットワークと電話端末との接続点においてIP技術を利用して提供する音声電話サービス

* 2 新発信地表示システム：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の固定電話から119番通報に係る発信者の位置情報（住所情報）を消防本部に通知するシステム

－5図)。

消防電話は、消防本部、消防署及び出張所相互間において、通報を受けた場合に同時伝達、指令等の連絡に使われる専用電話である。(第2-1-5図)。



消防通信指令センター (仙台市消防局提供)

また、消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラ等で撮影された映像情報は、衛星通信ネットワークを活用して、全国や地域で利用されている。

3 消防財政

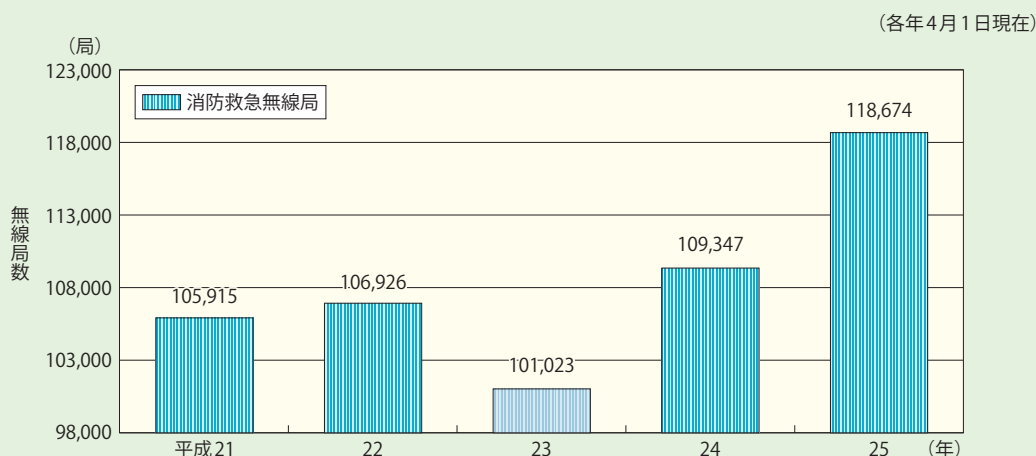
(1) 市町村の消防費

ア 消防費の決算状況

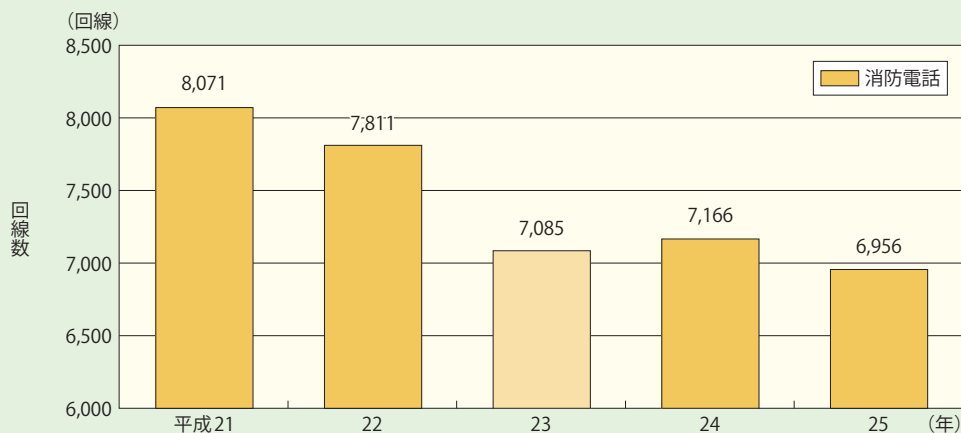
市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における平成23年度の消防費歳出決算額（東京消防庁を含む。以下同じ。）は1兆8,388億円で、前年度に比べ596億円（3.4%）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額 53兆629億円に占める消防費決算額の割合は3.5%となっている。

第2-1-5図 通信施設等の状況



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県のデータは除いた数値により集計している。



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県のデータは除いた数値により集計している。

る（第2-1-4表）。

イ 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

平成23年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は3万3,945円であり、住民1人当たりでは1万4,518円となっている（第2-1-4表）。

ウ 経費の性質別内訳

平成23年度消防費決算額1兆8,388億円の性質別内訳は、人件費1兆3,348億円（全体の72.6%）、物件費1,859億円（同10.1%）、普通建設事業費2,258億円（同12.3%）、その他923億円（同5.0%）となっており、およそ4分の3を人件費が占めている。

これを前年度と比較すると、人件費が67億円（0.5%）増加し、物件費が150億円（8.8%）増加し、普通建設事業費が202億円（9.8%）増加している（第2-1-5表）。

(2) 市町村消防費の財源

ア 財源構成

平成23年度の消防費決算額の財源内訳をみると、

一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が1兆6,375億円（全体の89.1%）、次いで地方債1,246億円（同6.8%）、国庫支出金170億円（同0.9%）となっている（第2-1-6表）。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定されており（地方債の元利償還金等、他の費目で算定されているものもある。）、平成25年度は、常

第2-1-4表

普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年度	普通会計 決算額 (百万円) (A)	消防費 決算額 (百万円) (B)	1世帯 当たり 消防費 (円)	住民1人 当たり 消防費 (円)	(B)/(A) ×100 (%)
平成21	52,191,154	1,827,770	34,252	14,385	3.5
22	52,293,306	1,779,224	33,226	14,095	3.4
23	53,062,922	1,838,835	33,945	14,518	3.5

- (備考) 1 「地方財政の状況」(総務省)及び「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(総務省)により作成
2 世帯数及び人口は、当該年度の3月31日現在の数値である。
3 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いている。
4 普通会計決算額には東京消防庁を含む。

第2-1-5表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

(単位:億円、%)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	13,842	76.1	13,705	76.2	13,491	73.8	13,281	74.6	13,348	72.6
物件費	1,660	9.1	1,690	9.4	1,780	9.7	1,709	9.6	1,859	10.1
普通建設事業費	2,002	11.0	1,879	10.4	2,280	12.5	2,056	11.6	2,258	12.3
補助事業費	398	2.2	317	1.8	403	2.2	397	2.2	360	2.0
単独事業費	1,603	8.8	1,561	8.7	1,874	10.3	1,654	9.3	1,895	10.3
受託事業費	2	0.0	1	0.0	3	0.0	5	0.0	3	0.0
その他	694	3.8	722	4.0	728	4.0	746	4.2	923	5.0
計	18,198	100.0	17,996	100.0	18,278	100.0	17,792	100.0	18,388	100.0

- (備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成
2 単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-1-6表 市町村消防費決算額の財源内訳

(単位:億円、%)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般財源等	16,715	91.9	16,483	91.6	16,637	91.0	16,219	91.2	16,375	89.1
特定財源	1,483	8.1	1,513	8.4	1,640	9.0	1,573	8.8	2,014	11.0
国庫支出金	249	1.4	150	0.8	186	1.0	165	0.9	170	0.9
地方債	992	5.5	965	5.4	1,069	5.8	977	5.5	1,246	6.8
使用料、手数料	34	0.2	34	0.2	32	0.2	30	0.2	31	0.2
その他	208	1.1	365	2.0	353	1.9	401	2.3	566	3.1
計	18,198	100.0	17,996	100.0	18,278	100.0	17,792	100.0	18,388	100.0

- (備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成
2 単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

備消防費では消防隊員用の安全装備品を、非常備消防費では消防団員用の安全装備品を、それぞれ充実強化したが、地方公務員給与費の臨時特例を反映したこと等により、単位費用は1万800円（対前年度比4.4%減）となり、基準財政需要額は1兆5,666億円（同4.1%減）となっている（第2-1-7表）。

ウ 国庫補助金

市町村の消防防災施設等の整備に対する補助金は、国庫補助金と都道府県補助金とがあり、消防庁所管の国庫補助金には消防防災施設整備費補助金（以下「施設補助金」という。）と緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「緊援隊補助金」という。）等がある。

施設補助金は、市町村等の消防防災施設等の整備

に対して、原則として補助基準額の3分の1の補助を行っている。なお、国の特別法等において、補助率の嵩上げが規定されているものがある。例えば、地震防災対策特別措置法の地震防災緊急事業五箇年計画に基づき実施される事業のうち、耐震性貯水槽等の施設に対しては2分の1、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法等に基づく整備計画等に掲げる施設に対しては10分の5.5等の補助を行っている。

緊援隊補助金については、消防組織法第49条第2項による法律補助として、緊急消防援助隊のための一定の設備の整備に対して補助基準額の2分の1の補助を行っている。

施設補助金は、平成23年度から都道府県分、平成24年度から指定都市分が地域自主戦略交付金の対象とされ、内閣府に一括して予算計上されていた。しかし、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）において、地域自主戦略交付金を廃止し、各省庁の交付金等に移行するとされたことから、平成24年度補正予算（第1号）から都道府県分及び指定都市分は施設補助金の対象となっている。ただし、都道府県分のうち沖縄県分については、平成24年度から沖縄振興公共投資交付金の対象とされているが、平成25年度においても引き続き内閣府に一括して予算計上されている。

第2-1-7表

消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年度	単位費用 (円)	対前年度 伸び率 (%)	基準財政 需要額 (百万円)	対前年度 伸び率 (%)
平成21	11,000	3.8	1,581,348	1.6
22	11,400	3.6	1,646,289	4.1
23	11,200	△1.8	1,621,712	△1.5
24	11,300	0.9	1,632,812	0.7
25	10,800	△4.4	1,566,581	△4.1

(備考) 1 「地方交付税関係計数資料」(総務省)により作成
2 平成18年度まで消防費等の各費目に計上されていた追加財政需要額については、平成19年度から包括算定経費において一括計上されている。

第2-1-8表

市町村等の消防防災施設等整備に係る地方債発行(予定)額の推移

(単位:百万円、%)

区 分	平成21年度	平成22年度 (A)	平成23年度 (B)	対前年度比較	
				増減額 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A)×100
緊急防災・減災事業(単独)	—	—	25,108.8	25,108.8	皆増
教育・福祉施設等整備事業	15,952.1	13,473.8	13,377.3	△96.5	△0.7
一般補助施設整備等事業	9,879.4	7,373.7	6,623.6	△750.1	△10.2
施設整備事業(一般財源化分)	6,072.7	6,100.1	6,753.7	653.6	10.7
一般単独事業	39,848.2	42,481.2	52,745.2	10,264.0	24.2
一般事業(消防・防災施設)	20,261.1	19,133.3	22,708.3	3,575.0	18.7
防災対策事業	19,587.1	23,347.9	30,036.9	6,689.0	28.6
防災基盤整備事業	13,363.7	17,073.2	23,641.5	6,568.3	38.5
公共施設耐震化事業	6,223.4	6,274.7	6,395.4	120.7	1.9
辺地対策事業	986.4	1,138.3	1,665.0	526.7	46.3
過疎対策事業	8,864.7	7,837.8	11,338.9	3,501.1	44.7
合 計	65,651.4	64,931.1	104,235.2	39,304.1	60.5

(備考) 1 「総務省自治財政局調査」により作成。東京消防庁及び一部事務組合を含む。
2 緊急防災・減災事業(単独)、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業、辺地対策事業及び過疎対策事業のうち、消防防災施設等整備に係る部分についてのみを計上している。
3 教育・福祉施設等整備事業には、上記事業のほか学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業がある。
4 教育・福祉施設等整備事業のうち上記事業については、平成18年度から新たに対象となっている。
5 合併特例事業、災害復旧事業等を除く。防災対策事業のうち自然災害防止事業を除く。
6 単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

平成25年度予算については、緊急経済対策を実施するための平成24年度補正予算（第1号）と一体的なものとして、いわゆる「15ヶ月予算」の考え方で編成されている。これにより、施設補助金については平成24年度補正予算（第1号）33.2億円及び平成25年度当初予算19.0億円、緊援隊補助金については平成24年度補正予算（第1号）61.0億円（消防救急デジタル無線設備分のみ）及び平成25年度当初予算49.0億円を計上した。

施設補助金及び緊援隊補助金のほか、消防庁以外の予算により消防費に関する財源とされるものについては、「オ その他」に記載している（第2-1-10表）。

エ 地方債

消防防災施設等の整備のためには多額の経費を必要とするが、国庫補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である（第2-1-8表）。

このうち、防災対策事業は、地域における「災害等に強い安心安全なまちづくり」を目指し、住民の安心安全の確保と被害の軽減を図るため、防災基盤整備事業及び公共施設等耐震化事業等として実施されているもので、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。なお、防災対策事業の平成25年度地方債計画額は922億円である。

防災基盤整備事業は、防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業、公共施設及び公用施設の津波浸水想定区域内からの移転事業、消防広域化関連事業等を対象としている。

公共施設等耐震化事業は、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要のある公共施設及び公用施設の耐震化を対象としている。

また、平成25年度の地方公務員給与費の臨時特例に対応し、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業に取り組むため、①大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備、②大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築、③津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設、④消防広域化事業、⑤地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐

震化等を実施する場合には、緊急防災・減災事業の対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。なお、緊急防災・減災事業の平成25年度地方債計画額は4,550億円である。

このほか、消防防災施設等の整備に係る地方債には、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業（一般事業（消防・防災施設）、辺地対策事業及び過疎対策事業等がある。

オ その他

前記イ～エのほか、特に消防費に関する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金等がある。

(3) 都道府県の防災費

都道府県の防災費の状況を見ると、平成23年度における歳出決算額は1,339億円であり、平成23年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.26%である（第2-1-9表）。その内容は、消防防災ヘリコプター、防災資機材及び防災施設の整備・管理運営費、消防学校費、危険物及び高圧ガス取締り、火災予防、国民保護対策等に要する事務費等である。

(4) 消防庁予算額

ア 平成25年度当初予算

消防庁の平成25年度の当初予算額は、一般会計分と復興庁一括計上を合わせて153億57百万円となっており、平成24年度補正予算において計上した185億27百万円と合わせれば338億84百万円

第2-1-9表

都道府県の普通会計歳出決算額と防災費歳出決算額等の推移

（単位：百万円、%）

年度	普通会計 決算額 (A)	防災費 決算額 (B)	(B)/(A) ×100	(B)のうち 市町村に対するもの	
				補助金	貸付金
平成21	50,029,794	83,716	0.17	9,432	152
22	48,844,564	97,558	0.20	8,804	463
23	50,747,316	133,871	0.26	7,499	534

（備考） 1 「都道府県決算状況調」（総務省）により作成
2 普通会計決算額は、東京消防庁を除く。

第2-1-10表 消防庁「15ヶ月予算」の状況

(百万円)

区 分	「15ヶ月予算」		平成24当初 C	対前年度差引 (A-C)
	平成25当初 A	平成24補正 B		
一般会計分①	12,502	18,527	12,394	108 (+0.9%)
事業費総計(人件費除く)	11,180	18,527	11,028	151 (+1.4%)
主な事業	Jアラートによる災害時の情報伝達体制の強化	300	2,840	-
	消防救急デジタル無線の整備	400	6,098	2,000
	消防団の充実強化・安全対策の推進	197	4,000	190
	消防防災施設の整備促進【消防防災施設整備費補助金】	1,904	3,318	722
	緊急消防援助隊の即応体制の強化	422	1,274	-
	緊急消防援助隊設備整備費補助金【車両等分】	4,497	-	2,897
	東日本大震災復興特別会計分②	2,855	-	14,830
主な事業	消防防災施設・設備災害復旧費補助金	2,017	-	14,316
	原子力災害避難指示区域消防活動費交付金	39	-	-
	福島県におけるJアラートによる災害情報伝達の多重化・多様化	200	-	-
	被災地における消防団の充実強化・安全対策の推進	191	-	-
	緊急消防援助隊活動費負担金【東日本大震災派遣ヘリ除染】	408	-	-
総 計 (①+②)	15,357	18,527	27,224	△11,867 (△43.6%)

の「15ヶ月予算」を確保している。これは、前年度当初予算272億24百万円と比べて66億60百万円(+24.5%)の大幅な増額となっている。また、一般会計予算の規模は、125億2百万円であり、対前年度比で108百万円(+0.9%)の増額となっており、人件費を除く事業費ベースでは、111億80百万円であり、うち緊急消防援助隊設備整備費補助金等の消防補助負担金は、68億92百万円であり、対前年度151百万円(+1.4%)となっている。

主な事業として、Jアラートによる災害時の情報伝達手段の体制の強化3億円、消防救急デジタル無線の整備4億円、消防団の充実強化・安全対策の推進1億97百万円、消防防災施設の整備促進(消防防災施設整備費補助金)19億4百万円、緊急消防援助隊の即応体制の強化4億22百万円、緊急消防援助隊設備整備費補助金(車両等分)44億97百万円となっている(第2-1-10表)。

イ 復興庁一括計上予算

平成24年度に引き続き、東日本大震災で大きな被害を受けた被災地における消防防災施設・設備の復旧を実施するため、復興庁の東日本大震災復興特別会計において、28億55百万円の予算措置を講じた。

ウ 災害復旧

東日本大震災で大きな被害を受けた被災地におけ

る消防防災施設・設備の復旧を緊急に実施するため、平成25年度当初予算では、復興庁の東日本大震災復興特別会計において、20.2億円の予算措置を講じた。

○消防防災施設災害復旧費補助金(17.6億円)

○消防防災設備災害復旧費補助金(2.6億円)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)に基づき、被災地の消防防災施設・設備の復旧を緊急に実施するために必要となる経費を補助金として特定被災地地方公共団体に交付するものである(国庫2/3)。

4 常備消防体制整備の課題

(1) 消防力の整備

消防庁では、「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)により、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について、目標とすべき消防力の整備水準を定めている。

「消防力の整備指針」は昭和36年(1961年)に「消防力の基準」として制定されて以来、市町村の

消防力の充実強化に大きな役割を果たしてきた。制定以来、数次にわたり一部改正が行われたが、都市構造や消防需要の変化に対して、消防活動の実態を反映したより合理的な基準となるよう、平成12年（2000年）に全部改正が行われ、それまでの「必要最小限の基準」から「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」へと性格が改められ、市町村が目標とすべき消防力を算定するに当たって、自主的に判断することができる要素が拡充された。

また、平成17年には、社会環境の変化に対応し、消防責任を担う市町村が的確にその役割を果たすことができるよう、消防職員の職務能力に関する基準、兼務の基準、防災・危機管理に関する基準等を追加するとともに、具体的な内容を示し、市町村が消防力の整備を進める上での整備目標としての性格を明確にするため、告示の題名を「消防力の整備指針」に変更した。

本指針において各市町村は、その保有する消防力を総点検したうえで、この「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められている。

なお、消防力の整備指針に基づく消防施設整備計画実態調査については、おおむね3年ごとに実施している。

(2) 消防隊員用個人防火装備

消防庁では、消火活動時における消防隊員の安全性の向上のため、平成22年度に「消防隊員用個人

防火装備のあり方に関する検討会」を開催し、消防隊員用個人防火装備（以下「個人防火装備」という。）に求められる性能等について検討を行い、平成23年5月に「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定している。

ガイドラインは、火災発生建物へ屋内進入する可能性のある消防隊員の防火服、防火手袋、防火靴及び防火帽を対象に、耐炎性、耐熱性等の熱防護性や、快適性、運動性等の機能について、消火活動を実施する上で安全上必要と思われる一定の性能及びその試験方法を定めたほか、安全な着装方法などの基本事項及びメンテナンスなど取扱い上の注意事項を明記している。

各消防本部においては、地域特性や消防戦術等を考慮し、ガイドラインを参考としながら、個人防火装備の仕様について検討を行い、消防隊員は、個人防火装備の持つ性能等を教育訓練で理解した上で、十分な安全管理体制のもと、消火活動を実施することが必要とされている。

なお、防火服等の消防隊員用個人防護装備に関する国際規格については、ISO（国際標準化機構）の人体安全の防護衣及び装置に関する専門委員会及びその下部組織である分科委員会（ISO/TC94/SC14）において、建物火災用個人防護装備（防火服、防火手袋、防火靴及び防火帽）の新たな国際規格の作成に向けた審議がされており、これに対して、日本国内では消防庁も委員として参加しているSC14国内対策委員会において審議が行われている。